

## 輸出用化粧品証明書の電子申請について

新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえて、日本化粧品工業連合会が発給する輸出用化粧品の証明書（以下「証明書」という。）の発給申請について、4月13日（月）から当分の間、下記の要領で電子申請のみを受け付けることとしたので、お知らせいたします。

なお、今回の取り扱いは、新型コロナウイルスの感染状況に対応した臨時・特例的な措置であり、今後の状況の変化に応じてこの取り扱いを変更または廃止するときには、その旨をお知らせしますので、御留意ください。

日本化粧品工業連合会事務局

### 記

- 1 輸出証明発給業務については、当会のホームページ (<https://www.jcia.org/user/business/export/>) に準じます。
- 2 申請書、証明書様式、誓約書及び添付書類を ([shomei@jcia.org](mailto:shomei@jcia.org)) に提出してください。送付するメールのタイトルは、「社名」（証明書の発給先である製造販売業者又は製造業者名、以下同じ）としてください。
- 3 申請書及び誓約書の社印及び代表者印の押印は省略することができます。
- 4 申請書、証明書様式及び誓約書は粧工連ホームページからダウンロードしたもの（エクセルまたはPDF）を使用し、そのまま印刷できるファイルを送信してください。また、作成するファイル名は「社名」を付記してください。
- 5 添付文書はPDFその他の形式のものを添付してください。申請時に添付することが困難な場合は、後日、提出してください。
- 6 電子申請による証明書は以下のどちらかの形式で発給します。
  - ① 現在、輸出先国の規制当局と電子署名による電子証明書を認めてもらうよう交渉中です。これが受け入れられた場合は、電子証明書を電子メールで送付します。
  - ② それまでの間は、従来どおりの証明書を郵送しますので、郵送先を申請書に添付してください（送料は別途請求します）。
- 7 発給期間は通常よりも時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。
- 8 既に従来の方で発給申請されているものについては、そのまま従来どおり証明書を発給しますので、特段の手続きは不要です。なお、既に従来の方で申請されたもの、電子申請されたものを含めて申請順に証明書を発給しますので念のため申し添えます。
- 9 本件についてご質問等がありましたら、 ([shomei@jcia.org](mailto:shomei@jcia.org)) あて、ご連絡ください。

以上